長島町町制施行２０周年記念事業

長島の思い出写真　募集要項

町制施行２０周年を記念して、長島町の懐かしい写真を募集します。当時の人々の暮らしや街の様子など、町民みんなで町の歴史を振り返るとともに、後世に伝えます。

１　募集期間

　　令和７年３月２１日（金）～令和７年５月３０日（金）

２　募集写真

　　昭和から現在まで、町の１０0年の歴史が分かる写真

　　当時の風景や街並み、生活の様子（建造物、交通、イベントなど）

３　規格等

　（１）撮影された年代、場所が分かること。

　（２）モノクロ、カラーは問いません。

　（３）１人５点まで応募可。

４　応募方法

　（１）直接提出する場合

　　　　応募用紙に必要事項を記入の上、役場総務課または指江支所総合管理課へ直接持参ください。写真はスキャン後に返却します。

　（２）インターネットにより提出する場合

　　　　専用応募フォームに必要事項を入力し、写真の電子データを添付して送信してく

　　　　ださい。⇒　<https://logoform.jp/form/HL4N/913492>



５　写真の利用

　令和８年３月に開催予定の町制施行２０周年記念式典での放映や展示、記念事業に関連した各種印刷物や町公式ホームページ、・SNS等への掲載、報道機関への情報提供等に利用するとともに、記録として保存します。

６　その他

　次に該当する写真は、応募いただくことができません。

（１）大幅な加工処理がされているもの

（２）故意、過失を問わず法律、公序良俗に反するもの及び恐れがあるもの

（３）他人のプライバシーを侵害するもの

（４）他人を差別する、もしくは誹謗中傷するなど、名誉や社会的信用を損なうもの

（５）他人の著作権、知的財産権その他一切の権利を侵害するもの及び恐れがあるもの

（６）立ち入り禁止区域と指定されている場所で撮影されたもの

７　注意事項

　（１）応募した段階で、本募集要項に定める内容に関して許諾をいただいているものとします。

　（２）写真の応募及び利用に関して謝礼はありません。また、ご応募いただいても採用

　　　　されない場合もあります。

　（３）写真の拡大・縮小やトリミング、色調の補正、データ化など加工させていただく場合があります。

　（４）応募写真の著作権は撮影者に帰属します。

　（５）特定できる人物が写っている場合は、被写体の人物から了承を得てください。応募者と被写体の人物との間でトラブルが発生した場合は、当事者同士の責任において解決するものとし、長島町は一切責任を負いません。

　（６）その他取り決め事項については、長島町の判断で決定します。

８　個人情報に関する事項

　　今回の募集により取得した個人情報は、当事業の範囲内でのみ利用します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　問合せ先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒899－1498

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鹿児島県出水郡長島町鷹巣1875番地1

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　長島町役場　総務課　秘書広報係

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　℡：0996－86－1111